

大阪府

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		3.3E-2	2.3E+0	7.7E+1	79.5
64	エトフェンプロックス	1.5E+2	2.6E+1	1.4E+2	6.9E+1	386.4
117	テブコナゾール				9.7E+0	9.7
139	トラロメトリン			2.3E+1	6.3E+0	29.4
140	フェンプロパトリン			1.8E+1		17.7
153	テトラメトリン	1.3E+3	3.2E+1	1.4E+3	3.2E-1	2,776.1
181	ジクロロベンゼン	2.9E+3	7.2E+2			3,651.3
225	トリクロルホン		2.6E+1			25.6
251	フェニトロチオン		5.0E+2	2.1E+1		522.0
252	フェンチオン	3.3E+1	2.0E+2	3.3E+1		266.3
256	デカン酸				7.6E+0	7.6
350	ペルメトリン	3.0E+2	1.5E+2	1.9E+2	1.8E+2	814.4
405	ほう素化合物		4.0E-1	3.4E+2	6.4E+0	344.5
427	カルバリル			1.1E+3		1,113.6
428	フェノプカルブ			1.1E+2	4.6E+2	571.2
457	ジクロルボス	5.7E+2	2.3E+3			2,829.1
合 計		5.3E+3	3.9E+3	3.4E+3	8.1E+2	13444.3

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等